

火薬類取締法令事務取扱規則（昭和 36 年高知県公安委員会規則第 6 号）の一部改正について

公開日 2016 年 03 月 31 日

1 規則等の題名

火薬類取締法令事務取扱規則の一部を改正する規則

2 根拠法令・条項

火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）

火薬類取締法施行令（昭和 25 年政令第 323 号）

3 規則等の制定日

平成 28 年 3 月 31 日（木曜日）

4 結果公示の日

平成 28 年 3 月 31 日

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成 7 年高知県条例第 45 号）第 38 条第 4 項第 8 号に該当

6 適用除外の理由

行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の全部改正に伴い当然必要とされる規定の整理をする改正であり、意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更であるため。

7 規則等の概要

火薬類取締法令事務取扱規則の一部改正

別添のとおり

8 担当課・連絡先

担当者：高知県警察本部生活安全部生活安全企画課

住所：高知市丸ノ内二丁目 4 番 30 号

電話番号：088－826－0110

公安委員会規則

火薬類取締法令事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

高知県公安委員会規則第10号

火薬類取締法令事務取扱規則の一部を改正する規則

火薬類取締法令事務取扱規則（昭和36年高知県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「当該署長」を「当該他の署長」に、「警察本部長」を「高知県警察本部長」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第3項中「すみやかに当該関係公安委員会」を「速やかに関係する他の公安委員会」に改め、同条第4項中「当該関係署長」を「関係する署長」に改める。

第5条第1項中「あらたに」を「新たに」に改め、同条第2項中「あらたな」を「新たな」に改め、同条第3項中「公安委員会」を「他の公安委員会」に改める。

第7条中「交付した署長」を「交付した他の署長」に、「当該他の署長又は他の公安委員会」に改める。

第9条ただし書中「当該署長又は当該公安委員会」を「当該他の署長又は他の公安委員会」に改める。

第10条第3号中「必要と」を「必要があると」に改め、同条第4号中「その他」を「前3号に掲げる者のほか、」に、「必要と」を「必要があると」に改める。

第10条の2第2項中「に規定する」を「の規程により」に、「異動のつど」を「異動の都度」に改める。

第11条第2号ウ中「その他必要と」を「ア及びイに掲げるもののほか、必要があると」に改める。

第12条中「そのつど」を「その都度」に改める。

第13条中「すみやかに」を「、速やかに」に改める。

第14条中「調査のうえ」を「調査の上」に改める。

第17条第1項中「以下この章から第7章までにおいて」を「以下」に改める。

第19条第1項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第21条第1項中「次の各号に」を「次に」に、「公安委員会印」を「高知県公安委員会印」に改め、同項第3号中「第9条第2項の準用基準」を「第9条第2項において準用する府令第3条第2項又は第3項の規定」に改める。

第22条中「当該署長」を「当該他の署長」に改める。

第23条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第3項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第25条第2項中「当該署長」を「当該他の署長」に、「聞いたのち」を「聞いた後に」に改め、同条第3項中「聞いた結果」を

「聴いた結果」に改める。

第26条中「当該署長」を「当該他の署長」に改める。

第27条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第17条関係）

| | |
|-----------------------------|--|
| 不許可処分通知書 | |
| 年 月 日 | |
| 住所 | |
| 氏名 | 様 |
| | 高知県公安委員会 印 |
| 年 月 日付けで申請のあった猟銃用火薬類等の（ ） | |
| については、次の理由により不許可とするので通知します。 | |
| 警察署の受理番号 | |
| 不許可理由 | |
| 備考 | |

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その決裁があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記第8号様式中「こえて」を「超えて」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。